

第四十五号

徳島県商工労働関係手数料条例の一部改正について

徳島県商工労働関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県商工労働関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県商工労働関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一の二十八の項中「一万六千五百円」を「一万七千九百円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、技能検定の実技試験の実施に係る手数料の額を改める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。